

西宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1条 この要綱は、西宮市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第13号。以下「障害者支援施設基準条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 障害者支援施設基準条例第11条第1項第2号ア（イ）a（a）の規定に基づき、市長が定める平均障害程度区分の算定方法は、平成18年9月29日厚生労働省告示第542号の例による。

第3条 障害者支援施設基準条例第11条第1項第2号ア（イ）a（a）（i）及び同条同項第7号ア（ア）の市長が定める者は、平成18年9月29日厚生労働省告示第553号の例による。

第4条 障害者支援施設基準条例第11条第1項第2号ア（ウ）の市長が定めるものは、平成18年9月29日厚生労働省告示第544号の例による。

第5条 障害者支援施設基準条例第12条第2項の市長が定めるものは、平成18年9月29日厚生労働省告示第544号の例による。

第6条 障害者支援施設基準条例第35条の市長が定める給付金は、平成23年9月30日厚生労働省告示第378号の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。